

【記入例】

民間賃貸住宅の契約者から緊急連絡先をお願いされた方へ

株式会社 ○×△□不動産

岡山市北区○○1-1

TEL : 086-000-0000

岡山太郎様が入居をご希望されているアパート・マンションに入居するにあたって、緊急連絡先の方を1名お願いしています。

緊急連絡先とはどのような義務を負うのか、実際に何か問題が起こった際にどの程度の負担が発生するのかなどを説明します。

内容を理解した上で、緊急連絡先への承諾をいただきたく存じます。

●緊急連絡先とは

緊急連絡先とは、たとえば、契約者（借主）さんと一定期間連絡が取れないときや、事件や事故が心配されるときなどに、大家さんや管理業者さん、不動産業者さん、家賃債務保証会社が連絡し、相談できる役割として担っていただいております。

緊急連絡先としては、あくまでも、「契約者と連絡が取れなくなった場合、契約者に代わって相談できる、連絡が取れる人」を意味します。家賃滞納などの債務が契約者に発生していても、支払い等の金銭的責務を緊急連絡先となる方は負いません。

※ただし、緊急連絡先であること以外に法的な関係性が契約者さんとある場合を除きます。

このような時に連絡先をさせていただきます

◆緊急時の連絡（契約者さんの死亡や行方不明など）

契約者さんや入居者さんが病気や事故等で入院されていたために連絡が付かなかった時や、長期不在で連絡が取れない場合などがあります。たとえば、天災や火災など、お部屋に何らかのトラブルがあった際に、契約者さんと連絡が取れない場合も緊急連絡先に連絡をさせていただきます。

また、契約者さんが死亡した場合には、賃貸借契約の「賃借権の承継」や残置物について、ご相談のために連絡をします。なお、撤去費用等の請求を行うことはございません。

◆家賃滞納の催促などで契約者（借主）に連絡がとれない場合

例えば、契約者さんが家賃を滞納し、家賃債務保証会社が契約者と連絡が取れない場合に、緊急連絡先へ連絡があります。ただし、家賃滞納が発生し直ちに緊急連絡先に連絡が入るわけではなく、契約者さんに電話や郵便物の送付、直接契約者さんの住まいを訪問してもお会いできなかった時など、連絡がとれなかった場合に、緊急連絡先にご相談のために連絡をします。